

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十五号

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(衛生管理等)            第二条 略</p> <p>2 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次項において「障害児入所施設等」という。）を除く。）は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。</p> <p>4 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。</p>	<p>(衛生管理等)            第二条 略</p> <p>2 児童福祉施設            児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。</p>

5 | 6 | 略

(職員)

第三十七条 条例第三十五条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行わなければならない。ただし、児童三十人以下を入所させる主として同項に規定する知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

2 略

3 条例第三十五条第六項において準用する同条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、児童 おおむね四人につき一人以上 となるように行わなければならない。ただし、児童三十五人以下を入所させる主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4 略

(職員)

第五十一条 条例第三十九条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行い、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

2 条例第三十九条第三項の規定による職員の配置は、児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行わなければならない。ただし、言語聴覚士の員数は、四人以上でなければならない。

3 略

3 | 4 | 略

(職員)

第三十七条 条例第三十五条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、おおむね児童の数を四・三で除して得た数以上となるように行わなければならない。ただし、児童三十人以下を入所させる主として同項に規定する知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

2 略

3 条例第三十五条第六項において準用する同条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上となるように行わなければならない。ただし、児童三十五人以下を入所させる主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4 略

(職員)

第五十一条 条例第三十九条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員 の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行わなければならない。 ならない。

2 条例第三十九条第三項の規定による職員の配置は、児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員 の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行わなければならない。ただし、言語聴覚士の員数は、四人以上でなければならない。

3 略

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第二条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十六条第四項第五号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の職員に関する基準については、新規則第三十七条第一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に存する秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和三年秋田県条例第二十七号）による改正前の秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十三号。以下「旧条例」という。）第三十五条第六項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員に関する基準については、新規則第三十七条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際現に存する旧条例第三十九条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新規則第五十一条第一項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間は、同項中「行い、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければ」とあるのは、「行わなければ」とする。